

特定非営利活動法人AMネット



2020 年度 会員総会資料

会員総会プログラム

冒頭挨拶		P2
第1号議案	2019 年度 活動報告と成果	
	経済連携と規制緩和	Р3
	水、地域・流域循環、環境	P4
	食料・農業分野	P5
	組織体制	P6
第2号議案	2019 年度 会計報告	P7
監事報告		
第3号議案	2020 年度 活動方針案/事業計画書	
第3号議案	2020 年度 活動方針案/事業計画書経済連携と規制緩和	P8
第3号議案	<u> </u>	P8
第3号議案	経済連携と規制緩和	
第3号議案	経済連携と規制緩和水、地域・流域循環、環境	P8
第3号議案	経済連携と規制緩和 水、地域・流域循環、環境 食料・農業分野	P8
	経済連携と規制緩和 水、地域・流域循環、環境 食料・農業分野 組織体制	P8 P9 P9
	経済連携と規制緩和 水、地域・流域循環、環境 食料・農業分野 組織体制 2020 年度 予算案	P8 P9 P9

日 時: 2020年3月21日(土) 14:30~15:15

場 所: キャンパスプラザ京都(京都駅から徒歩5分)

※総会後学習会: 15:30~17:30 (別紙チラシ参照)

シンポジウム・総会ともに、コロナウィルスの状況により変更の可能性があります。 3/15(日)までに確定事項をメールおよび FB ページ等でお知らせいたします。

冒頭挨拶

2019 年は、気候変動危機がようやく日本でもスポットを浴び、世界中の多くの若者がデモに参加する風景が報道された年となりました。

国内でも、2018 年 4 月の種子法廃止から 1 年半がすぎ、準備中も含めると 23 もの都道府県が、種子法に代わる条例を制定するなど、ボトムアップの動きが可視化され始めています。 しかし 2018 年国連総会で採択された小農宣言をはじめ、世界中で進む「家族農業」「小農」への再評価する動きは、まだまだ日本で知られていません。

本年度は、「G20 大阪市民サミット」開催に、大きく時間を割いた一年でもありました。これは、G20 という一部の国が世界の政策を方向づけることに対する、市民側のアクションでもあります。

AM ネット設立のきっかけは大阪 APEC であり、AMは「APEC モニター」の頭文字からとったものです(現在は改称)。その後、2003 年の第3回世界水フォーラム、2007年のアジア開発銀行(ADB)京都総会以来となる、国際会議と並行する市民フォーラムの場となりました。

地元大阪では、2019年の4月に大阪府知事・市長選挙、6月は大阪府内2番目に大きな堺市の市長選が実施され、これらすべて維新の候補が勝利しました。2020年秋の住民投票により大阪都構想が成立すれば、大阪市という「基礎自治体」がなくなることとなります。

AMネットは設立以来、持続可能な社会を作ることを目的とし活動してきました。 地方自治、地域経済のみならず、民主主義の観点からも基礎自治体の役割は非常に重要です。

SDGs 達成を目的とし、開催される大阪万博は SDGs とはなにか?を見落としています。 水も食べ物も地域(基礎自治体)も全て、当たり前ではないことを改めて実感しています。

AMネットは設立から 25 年目を迎えました。これほどの長い期間、活動することができたのは、ひとえに皆さまのご支援、ご協力のおかげと深く感謝いたします。今後とも、なにとぞご支援・ご鞭撻のほどよろしくお願いいたします。

AM ネット代表理事 松平 尚也 AM ネット事務局長 武田かおり



第1号議案 2019年度の活動報告と成果

【経済連携と規制緩和】

【2019年の活動方針】【具体的な取り組みと活動内容】

大型の経済連携協定が発効し、国内での法整備も加速しています。これまで同様、情報収集・分析し発信していくと同時に、協力団体との連携を行いながら、新たな経済・社会のシステムを考える機会を積極的に作ります。

- 1. 経済連携協定の情報収集・発信とネットワークの維持
- 2.規制改革に関する情報収集と共有
- 3. 新たな経済・社会のシステムへの取り組み

【2019年度の活動報告と成果】

トランプ政権発足後に始まった日米貿易交渉が、2019年10月7日に署名、2020年1月1日より発行しました。中身は日米自由貿易協定と日米デジタル貿易協定の2つの取り決めとなっています。

署名後、関税や金融、投資への障壁など物品以外の交渉を始めることが明記されており、今後の動向が注目されています。ただし、米中貿易摩擦が継続し、アメリカ大統領選挙に突入したこともあり、協議の場はまだ設定されておらず、本格的な協議は来年以降と予測されています。

TPP11 と日欧 EPA が 2020 年 4 月からは 3 年目に突入し、関税引き下げなどが顕著になってきます。また日米貿易協定の発効と相まって、様々な農産物の流入とともに、肥育ホルモン剤が投与された牛肉などの輸入増加など、安全性や安心できる環境をどのように確保するかという問題へも派生しています。

- 1、「ほんまにええの?TPP大阪ネットワーク」として定例会議での情報交換、要請活動などを行いました。 特に、大阪府の種子条例制定の可能性について、JA・種子協会・他市民団体等と協議しました。しかし、 「大阪府水稲種子供給事業実施要領」制定直後であったため、現段階は困難との結論となりました。
 - 2月 ゲノム編集へのパブコメ提出の呼びかけ
 - 10月 「これまでと同様、主要農作物の府内奨励品種の原原種・原種の確保のための予算措置を講じる」よう、大阪府に対し、要請文を 2019年 10月 21日、面会要請。
 - 12月 RCEP協定文公表を求める国際署名への賛同団体として賛同
- 2、3、「どないする大阪の未来ネット」「大阪カジノに反対する市民の会」「カジノ反対 9 団体懇談会」「夢洲の都市計画変更を考える市民懇談会(略称:夢洲懇談会)」のメンバーとして各団体と連携し活動しました。

〈カジノ〉

街頭宣伝:1月(天王寺駅前)、2月(上本町)、3月(南森町)、5月(あべの)、6月(弁天町)、

2月:STOP カジノ大阪発足

10月: 「カジノあかん!夢洲あぶない!10・22市民集会」

〈夢洲〉

- 4月:夢洲の都市計画変更素案に対する説明会に参加、夢洲懇談会発足
- 6月:G20大阪市民サミットにて「SDGsと夢洲」分科会を主催
- 8月:市会の会派周り、都市計画審議会委員への要請送付
- 9月:都市計画審議会傍聴、記者会見実施、BIE(博覧会国際事務局)&各国大使館への要請書送付
- 10月:「市民が望む夢洲環境アセスメント」発行
- 12月:ワンワールドフェスティバル For ユースにて「SDGs と万博」プログラム開催

環境影響評価方法書に対する意見書を、大阪市&日本博覧会協会に提出(テレビ取材 2 社あり)

【水、地域・流域循環・環境】

【2019年度の活動方針】【具体的な取り組みと活動内容】

2018 年に可決した「PFI 法改正」「水道法改正」の結果、今後日本中で水道民営化への動きが加速すると懸念します。 大阪市の水道民営化・ワン大阪(広域化)への懸念に加え、全国他都市への活動支援も行います。

6月に開催される G20 大阪サミットに向け、C20 での議論をフォローしながら、G20 大阪市民サミット実行委員会のメンバーとして、活動します。

- 1. 水に関するシンポジウム開催など、水道の未来を考える活動を行います。
- 2. G20 大阪市民サミット実行委員会に参加し、地域と世界の課題解決を考えます。
- 3. 地域と世界がつながるフォーラムに継続して開催協力、参加します。

【2019年の活動報告と成果】

1、2018 年 12 月の水道法改正可決に伴い、全国で「水道民営化」に対する学習会が開催されており、大阪だけでなく、浜松市・京田辺市・城陽市・京都市・尼崎市・宝塚市での市民集会等で登壇。各自治体の水道事業の課題を分析し、市民として注視すべき課題を伝えました。また、大阪の水道を考える市民の会(以下、市民の会)としては、「最後の一滴まで一ヨーロッパの隠された水戦争」上映&内田聖子さんを招いてのトークイベントも開催、150 名ほどの参加がありました。

大阪市では水道法改正を受けて、2019年2月「PFI管路耐震化事業」の方針が発表されました。 市民の会として、「PFIへの懸念」「過去の民間委託は本当に効率的だったのか」等の内容の陳情を、大阪市会に提出しました(全会派一致で継続審議)。

2018 年市民の会で作成したリーフレットの全国展開は、約10地域から引き合いがあり、各地域で配布され水道民営化の課題を伝えるスターターキットとして活用されています。早期(コンセッション導入可能性調査の段階)に活動支援した和歌山市は、民営化の動きを芽がでる前に止めることができました。

2、6月大阪のG20大阪サミットに向けて、G20大阪市民サミット実行委員会として何度も会議を重ね、G20大阪市民サミットの開催に尽力しました。今回初めて環境系NGOや大阪ボランティア協会等、これまで活動でのかかわりがなかった団体と協働できたことは大きな財産となりました。当日は、大阪を中心とした各種団体によって15分野の分科会が開催され、約800人が参加しました。

3、実施されず。



【食料・農業分野】

【2019年度の活動方針】【具体的な取り組みと活動内容】

グローバル資本主義の影響や国内の構造改革的な農業政策が決定し、国際農政と共にその行き先を見定め批評していくことが求められています。 2019 年 5 月からは国連家族農業の 10 年、2 月からは小農・家族農業の 10 年連絡会の活動が開始するため関わりながら連携の可能性を検討する

【具体的な取り組みと活動内容】

- 1. 世界的な食料・農業状況についての調査・研究と情報発信
- 2. 研究者・市民運動・NGO 共同で課題に向き合うためのネットワークの強化 そのための資金獲得

【2019年度の活動報告と成果】

2019 年度は、小農、家族農業、SDGs、日米 FTA、種子法等のテーマについて執筆や講演活動を行った。1の調査研究と情報発信はある程度進めることができたが、2の共同のためのネットワーク活動はいまだ様々な課題を抱えている。

「世界で進む小農の再評価 | 2019年3月17日、日本農業新聞

「野菜とつながる暮らしかた ~野菜の生産のしくみ~」4/16(火) ヤフー個人ニュース

「小農宣言と日本の小農の課題 | 2019 年 5 月 12 日、小農学会総会、於:福岡大学

「日本の小農・家族農業の現状と課題」「国連小農宣言・家族農業の10年」第2回院内集会、2019年5月24日

報告「国連小農宣言・家族農業の10年」第2回院内集会より」季刊地域38号

「小農宣言と百姓の権利小農と百姓の再評価を巡って『耕』山崎農業研究所、2019年6月

「検証・日米貿易交渉 野党合同ヒアリングから見えてきたその姿」8/31(土) ヤフー個人ニュース

「大問題の日米貿易協定交渉署名 約 7800 億円農産物追加輸入で日本農業大打撃 米国側の情報から中身検証」9/26(木) ヤフー個人ニュース

「日本と種とこれから」映画「SEED」解説、2019年10月6日

「国連「小農宣言」と海外の小農再評価」(第二章担当)『新しい小農』創森社、2019年11月「小農再評価の国際的状況と日本の動向」(第一章担当)『小農の復権』村落社会研究年報55日本村落研究学会

「SDGsと農と食の未来」『KANSAI-SDGs 市民アジェンダ第7回分科会』2019年11月29日

報告:http://kansaingo.net/kansai-sdgs/2019/12/06/kansai-sdgs-shimin-agenda-7/

「小さい農業が地球を救う」「「有機農業連続セミナー第16回」2019年12月15日

新聞記事掲載:「小規模農業、再評価を 右京の農家講演 大規模・企業化優先と批判 / 京都」毎日新聞京都版

https://mainichi.jp/articles/20191225/ddl/k26/040/222000c

「21 世紀を担う有機農業の姿」で事例紹介『〈日本有機農業学会 20 周年出版〉有機農業大全――持続可能な農の技術と思想』2019 年 12 月、コモンズ



【組織体制】

【2019年度の活動報告と成果】

1. 会員数と各ウェブツールの推移 (2019年12月現在)

		会員		Twitter	Facebook	
	合計	納入(うち新規)	未納	納入率	フォロワー数	いいね(購読者数)
2018年	87	65(8)	22	75%	1,616	926
2019年	87	66(7)	21	76%	1,744	962

facebook ページ/Twitter は複数アカウントの管理が続いており、全体的に投稿が滞っています。WEB 更新はお手伝いの申し出が一人ありました。

2. 他団体との協働・ネットワーク拡大

大きく①TPP 関連②水道③大阪問題等の3つそれぞれの分野において各種団体との協働を継続しています。 今年度は G20 大阪市民サミット開催を通じて、活動分野以外の団体との協働もできました。 国際協力 NGO のネットワーク団体である「関西 NGO 協議会」への加盟及び理事・監事に就任しています。

3. ファンドレイジング

外食で社会貢献できる寄付サイト「Gochiso」に登録していますが、認知度が低く、寄付は1件のみとなりました (ご協力お願いします!https://gochiso.jp/)。会費納入率の上昇と複数年分納入およびカンパの同時振込も多くい ただくことができ、黒字で終えることが出来ました。

4. 組織強化

単独イベントが減り、ボランティア募集の機会が減少しています。特に、事務作業をするスタッフが不足しており、広報・会計など手薄なままの状態が続いています。



第2号議案 2019年度会計報告

特定非営利活動法	.X AIVI	171 20	19千及五		.019/1/1	2013/12/	017		
活動計算書(2019年1月	1日から201	9年12月31	日)				貸借対照	表(2019/12	/31現在)
科目	実績	実績	計(実績)	予算	達成率 %	備考	科	·目	金額
I. 収入	事業関連	管理関連					1.資産の部		
1. 受取会費							流動資金		
正会員·ROM·団体		257,000	257,000	273,000	94.1%		現金		271,773
2. 受取寄付金							郵便貯金		818,504
事業指定寄付金	300,000		300,000	300,000			郵便振替(AMネット)	288,543
一般寄付金		119,915	119,915	100,000		ジケイジカフェ含む	三井住友釗	退行	163,096
3. 受取助成金等							りそな銀行		364,934
助成金	0		0	0					
4. 活動収入									
シンポップム参加費	0		0	0	0				
セミナー等参加費(資料代含	0		0	10,000	0.0%				
3. その他の収入				10,000	0.0%				
受取利息		11	11	0					
雑収入		0		0					
その他の収入		0	0	0					
収入計	300.000	376,926	0	0	0.0/0				
収入部 収入総計	550,000	570,320	676,926	683,000	99.1%		合計		1,906,850
Ⅱ. 経常費用			070,820	000,000	33.1%		2.負債の部		1,500,000
①. 事業費							2.貝頂の印		
①. 爭未負 1. 情報収集·調査研究 事業									
和	400,000			400,000	100.0%				
諸謝儀	0			20,000	0.0%		流動負債		C
旅費交通費	0			20,000	0.0%				
印刷製本費	11.549			14.000	82.5%	イベントチラシ等	負債合計		C
通信運搬費	0			0					
賃貸料	22,000			11,000	200.0%	ワンフェスユース出展・プロ	グラム		
資料費	0			0					
消耗品費	0			0					
その他	2.000			0		夢洲懇談会預かりカンパ			
2. 連携・調整事業									
団体加入	30,000			30,000	100.0%	関西NGO協議会加盟料	1		
②管理費	00,000			00,000	100.0%				
報償費		120,000		120,000	100.0%				
旅費交通費		0		0					
印刷製本費		13,003		15.000		会報·総会資料等			
通信運搬費		58.547		50.000		会報発送・サーバー・携帯等	<u>I</u> ⊊		
賃貸料		0		0 0		23.11			
資料費		0		0					
消耗品費		0		3,000					
雑費(市民税を含む)		0		0,000			3.正味財産の	か部	
↑E 只 \ 中 以 ルル で 口 ひ)		0		0			・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	- HI	
	465,549	191,550	657,099						
	-165,549	185,376	007,088				前期繰越正	<u></u> 味財産	1,887,023
	-105,549	165,570	657.000	683,000	96.2%		今回の収支		19,827
			657,099	003,000	90.2%		正味財産合		1,906,850
<u> </u>			19,827					ョ 味財産の合記	
(光伏·田)	0000	000045	000455	000EÆ	000075	0007/5	000075	000045	001055
(単位:円)	2002年度	2003年度	2004年度	2005年度	2006年度	2007年度		2009年度	2010年度
総収入	3,696,416	1,079,283	1,283,917	455,438	2,552,930		256,189		1,204,844
総支出	3,802,973	1,253,592	981,299	694,760	2,504,883	506,206	454,940	453,539	1,335,553
収支差額	-106,557	-174,309	302,618	-239,322	48,047	-182,906	-198,751	-164,179	-130,709
(単位:円)	2011年度	2012年度	2013年度	2014年度	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度
総収入	2,877,259	1,096,877	967,943	1,012,174	769,489	945,144	673,540		676,926
総支出	2,469,044	1,253,678	976,355	1,025,796	726,342		662,330		657,099
収支差額	408,215	-156,801	-8,412	-13,622	43,147	14,230	11,210	20,746	19,827

会計監査報告

特定非営利活動法人 AM ネットの2019 年会計報告について厳正な監査の上、正確であることを確認しました。 AMネット監事 日比野 敏陽 2020 年 2月25日



第 3 号議案 2020 年度活動方針案

【経済連携と規制緩和】

【2020年度の活動方針】

3つの大型の経済連携協定の実質的な影響が表れようとしています。市場だけでな、消費生活への影響も少しずつ顕在化してきています。報道や雑誌記事などでも取り上げられることも多くなっています。

これまで同様、情報収集・分析し発信していくと同時に、協力団体との連携を行いながら、新たな経済・社会のシステムを考える機会を積極的に作ります。

【具体的な取り組みと活動内容】

1、新たな経済・社会のシステムへの取り組み

脱成長論や定常経済、ローカリズム、お金の仕組みなど、これまでも学びを重ねてきました。今後も積極的に 学びの機会を作ります。

2.規制改革に関する情報収集と共有

具体化している種子法廃止やカジノ IR 法、また規制緩和の一環で進む遺伝子組み換えやゲノム編集、農薬規制の緩和などに対する情報収集を行い、くらしにかかわる課題をテーマに取り組みます。

3. 経済連携協定の情報収集・発信とネットワークの維持

これまで TPP の国内での運動を主導してきた「TPPを発効させない!全国共同行動」と名を変え、活動を継続しています。この、全国共同行動の方向性を見据えたうえで、「市民と政府の TPP 意見交換会・全国実行委員会」、「ほんまにええの? TPP大阪ネットワーク」、「STOP! TPP 緊急行動・関西」のネットワークを維持しながら、適宜活動します。

【水、地域・流域循環、環境】

【2020 度の活動方針】

今後しばらく、水道民営化の「地域戦」が続くと予想されます。各地域への支援および足元大阪では、水道法改正によって可能になった"つまみぐいの"民営化「PFI 管路耐震化事業」への活動を実施します。

またダウンサイジングのため必要とされる「広域化」のより良い在り方や、上水道よりも先に進むであろう下水道の民営化についても、学びを深めます。

G20 大阪市民サミットは、最終イベント等を通じ、大阪・関西の市民活動のレガシーを残します。

【具体的な取り組みと活動内容】

- 1. 水に関するシンポジウム開催など、水道の未来を考える活動を行います。
- 2. G20 大阪市民サミット実行委員会に参加し、地域と世界の課題解決を考えます。
- 3. 地域と世界がつながるフォーラムに継続して開催協力、参加します。

【食料・農業分野】

【2020年度の活動方針】

持続可能な食料・農業や SDGsに向けたテーマの調査研究・情報発信を展開していく。

【具体的な取り組みと活動内容】

- 1. 世界的な食料・農業状況についての調査・研究と情報発信
- ・ネットメディアや情報誌、国内外学会での発表を計画。
- 2. 研究者・市民運動・NGO 共同で課題に向き合うためのネットワークの強化 そのための資金獲得 一部メンバーがかかわる小農・家族農業の 10 年連絡会やアグロエコロジーでは研究助成を取得し調査基盤構築に向けて活動を計画。

【組織体制】

【2020年度の活動方針】【具体的な取り組みと活動内容】

- 1. AM ネットのサポーターを増やすため、SNS 発信を積極的に実施します。
- 2. 2020年度の活動方針に沿って、他団体とのネットワークをつくり、協働していきます。
- 3. ファンドレイジングに力を入れ、持続的な活動を行ないます。
- 4. 有償ボランティア1名他、ボランティアで事務局を運営するほか、新たなボランティアスタッフの募集に力を入れます。



第 4 号議案 2020 年度予算案

特定非営利活動法人AMネット 2020年度予算案

2020年1月1日 ~ 2020年12月31日

)20年1月1日	<u>~ 2020年</u> 12	2月31日	
科目	1.情報収 集・調査研 究・政策提 言・啓発活 動	2. 連携・調 整	3. その他	合計	備考
I. 経常収入					
1. 受取会費					
正会員・ROM・団体	260, 000			260, 000	
				0	
2. 受取寄付金					
事業指定寄付金	300, 000			300, 000	
寄付金	110,000		***************************************	110,000	ジケイジ寺カフェカンパ含む
3. 受取助成金等					
助成金				0	
				0	
4. 活動収入					
セミナー等参加費	10,000			10,000	
5. その他の収入		***************************************			
受取利息				0	
雑収入	0		***************************************	0	
その他収入	0			0	
合計	680, 000			680,000	
Ⅱ. 経常費用					
1. 情報収集・調査研究事業					
報償費	400, 000			400, 000	
諸謝儀	20, 000			20,000	講師・通訳謝礼
旅費交通費	0			0	交通費・宿泊費
印刷製本費	12,000			12,000	チラシ・資料等
通信運搬費					
賃貸料	20,000			20, 000	ワンフェスユース・会場使用料等
資料費					
消耗品費				0	
設備費					
2. 連携・調整事業					
団体加入費		30, 000		30, 000	関西NGO協議会への加盟
事業費計	452, 000			482, 000	
3. 管理費		***************************************			
報償費	120, 000			120, 000	
旅費交通費		~~~			
印刷製本費	15, 000	~~~			会報等印刷費
通信運搬費	60,000			60, 000	会報発送費、インターネット関連経費など
賃貸料					
資料費					
消耗品費	3,000			3,000	文房具など
設備費				0	
その他の支出	0			0	
雑費	0			0	
管理費計	198, 000			198, 000	
経常費用合計	650, 000	30, 000		680, 000	
当期増減額				0	
前期繰越正味財産				1, 887, 103	
次期繰越正味財産				1, 887, 103	

特定非営利活動法人 AMネット定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人AMネットという。英語名をAM一Netと表示する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を大阪市に置く。 (目的)

第3条 この法人は、広く開発、人権、環境などの分野における様々な問題について、国内外のNGO等と協力して、 諸政府・諸機関に働きかけ、国内外での開発と経済協力が、 人権と環境を守り、貧困や不公正を是正し、永続可能な発展を実現するものになるよう、活動していくことを目的とする。

(活動の種類)

第4条 この会は、第3条の目的を達成するため、特定非 営利活動促進法第2条別表に規定する次の各号に掲げる事 業を行う。

1.保健、医療又は福祉の増進を図る活動

2.社会教育の推進を図る活動

3.まちづくりの推進を図る活動

4.観光の振興を図る活動

5.農山漁村又は中山間地域の振興を図る活動

6.学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動

7.環境の保全を図る活動

8.人権の擁護又は平和の推進を図る活動

9.国際協力の活動

10.男女共同参画社会の形成の促進を図る活動

11.子どもの健全育成を図る活動

12.情報化社会の発展を図る活動

13.科学技術の振興を図る活動

14.経済活動の活性化を図る活動

15.職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動

16.消費者の保護を図る活動

17.前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(事業の種類)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、特定 非営利活動にかかる事業として、次の事業を行う。

特定非営利活動に係る事業

- 1. 目的達成に関連する情報収集と調査研究・政策提言 および啓発活動に係る事業
- 2. 国内外の関係団体との連携・調整活動
- 3. その他目的を達成するために必要な事業

第2章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の4種類とし、一般会員・学生会員・維持会員をもって特定非営利活動促進法上の社員とする。

- (1) 一般会員 この法人の目的に賛同して入会した個人又は団体
- (2) 学生会員 この法人の目的に賛同して入会した学生 個人
- (3) 維持会員 この法人の事業の目的に賛同して、活動を支援し、維持するために入会した個人 又は団体
- (4) ROM会員 この法人による会報・情報を入手する ために入会した個人又は団体

(入会)

第7条 会員として入会しようとするものは、会員の種別を記載した入会申込書を代表理事に提出しなければならない。

2代表理事は、正当な理由がない限り、社員の資格の取得を承諾しなければならない。ただし、正当な理由により資格の取得を承諾できない場合は、書面によりその旨を通知しなければならない。

(会費)

第8条

会員は総会において別に定める会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員は、次の各号のいずれかに該当するときは、 その資格を喪失する。

- (1) 退会したとき。
- (2) 除名されたとき。

- (3) 会費を2年以上滞納したとき。
- (4) 死亡し、または失踪宣告を受けたとき。
- (5) 会員である団体が解散をし、または破産したとき。

(退会および除名)

第10条 会員は、任意に退会することができる。

- 2 代表理事は、会員が次の各号のいずれかに該当するときは、総会の議決を経て、その会員を除名することができる。
 - (1) 法令またはこの定款に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を毀損し、または第3条に規定する目的に反する行為をしたとき。
- 3 前項の規定により会員を除名しようとするときは、 その会員に対し、前項の議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

(拠出金品の不返環)

第 11 条 会員が納入した会費及びその他の拠出金品はその理由を問わず、これを返還しない。

第3章 役員

(役員の種類および定数)

第12条 この法人に、次の各号に掲げる役員を置く。

- (1) 理事 3人以上 (2) 監事 1人以上 2 理事のうち、1人を代表理事、1人以上2人以内を副 代表理事とする。
- 3 理事及び監事は、総会において選任する。
- 4 代表理事、副代表理事は、理事の互選により定める。
- 5 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは三親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び三親等以内の親族が役員総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
- 6 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねてはならない。 (職務)

第 13 条 代表理事は、この法人を代表し、その業務を統括する。

- 2 副代表理事は、代表理事を補佐し、代表理事に事故があるとき、又は代表理事が欠けたときは、代表理事があらかじめ指名した順序によりその職務を代行する。
- 3 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会 の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
- 4 監事は、次に掲げる職務を行う
- (1)理事の業務執行の状況を監査すること。
- (2)この法人の財産の状況を監査すること。

(3)前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は 財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重 大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は 大阪府知事に報告すること。

(4)前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること。

(5)理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べること。

(任期)

第14条 役員の任期は、2年とする。但し、再任を妨げない。

- 2 補欠又は増員により選任された役員の任期は、前任者 又は現任者の残任期間とする。
- 3 前2項の規定にかかわらず、任期の末日において後任 の役員が選出されていないときは、その任期を、任期の末 日後、最初の総会が終結するまで伸長する。

(欠員補充)

第15条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第 16 条 役員が次の各号のいずれかに該当するときは、 総会の議決により、これを解任することができる。但し、 その役員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければな らない。

(1)心身の故障のため、職務の執行に堪えられないと認められるとき。

(2)職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第17条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を支 弁する事ができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、代表理事が別に定める。

(顧問

第18条 この法人は、顧問を置くことができる。

- 2 顧問は、会員の推薦により、理事会の議決を経て、 代表理事が委嘱する。
- 3 顧問は、この会の運営または業務の処理に関して 代表理事の諮問に答え、または代表理事に対して意見を述べる
- 4 顧問に関する必要な事項は理事会の議決を経て、 代表理事が定める。

第4章 総会

(種別)

第 19 条 この法人の総会は、通常総会と臨時総会とする

(構成)

第20条 総会は、社員をもって構成する。

(権能)

第21条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更 (2) 解散 (3) 合併 (4) 事業 計画及び収支予算(5) 事業報告及び収支決算
- (6) 理事及び監事の選任又は解任、職務及び報酬 (7) 会費の額 (8)その他運営に関する重要事項

(開催)

第22条 通常総会は、毎年1回開催する。

- 2 臨時総会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。
- (1) 理事会が必要と認めたとき。
- (2) 社員の 5 分の1以上から会議の目的を記載した書面によって開催の請求があったとき。
- (3) 監事が第13条第4項第4号の規定により招集したとき。

(招集)

第23条 総会は、代表理事が招集する。但し、前条第 2項第3号の規定による場合は、監事が招集する。

- 2 代表理事は、前条第2項第2号の規定による請求があった場合は、その日から 30 日以内に臨時総会を開かなければならない。
- 3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び 審議事項を記載した書面をもって、少なくとも5日前まで に通知しなければならない。

(議長)

第24条 総会の議長は、総会に出席した社員のうちから、社員の互選によって定める。

(定足数)

第25条 総会は、社員の5分の1の出席がなければ開会することができない。

(議)

第26条 総会における決議事項は、第23条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2総会の議決事項は、この定款で定めるもののほか、出席 社員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決 するところとする。

(書面表決等)

第27条 やむを得ない理由のため、総会に出席できない会員は、あらかじめ書面又は電磁的方法をもって表決し、又は他の社員を代理人として表決を委任することができる。

- 2 前項の場合における前2条の規定の適用については、その社員は総会に出席したものとみなす。
- 3 総会の議決について、特別の利害関係を有する社員は、その議決に加わることができない。

は、その語

第28条 総会の議事については、次に掲げる事項を記

載した議事録を作成し、これを保存しなければならない。 (1)日時及び場所 (2)社員の現在数

(3)出席した社員の数 (書面表決者及び表決委任者につ いては、その旨を明記すること。)

(4)審議事項及び議決事項 (5)議事の経過の概要及びそ の結果 (6)議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、その会議において出席した計員の中から 選任された議事録署名人2名以上が、議長とともに署名押 印しなければならない。

第5章 理事会

(構成)

第29条 理事会は、理事をもって構成する。

2. 監事は、理事会に出席し、意見を述べることができる。

第30条 理事会は、この定款で別に定めるもののほか、 次に掲げる事項を議決する。

(1) 総会に付議するべき事項 (2) 総会の議決した 事項の執行に関する事項

その他総会の議決を要しない業務の執行に関す る事項

(開催)

第31条 理事会は、次の各号のいずれかに該当する場 合に開催する。

(1) 代表理事が必要と認めたとき。

(2) 理事総数の 5 分の 1 以上の理事から会議の目的を 記載した書面によって開催の請求があったとき。

(招集)

第32条 理事会は代表理事が招集する。

2 代表理事は、前条第2号の規定による請求があったと きは、その日から 20 日以内に理事会を招集しなければな らない。

3 理事会を招集するときは、会議の日時場所、目的及び 審議事項を記載した書面をもって、少なくとも3日前まで に通知しなければならない。

第33条 理事会の議長は、代表理事または代表理事が指 名したものとする。

(議決)

第34条 理事会の議事は、出席した理事の過半数で決し、 可否同数のときは、議長が決する。

付議する事項につき特別な利害関係を有する理事は、 その事項について議決権を行使することができない。 (書面表決等)

第35条 やむを得ない理由により、理事会に出席できな い理事は、あらかじめ通知された事項のそれぞれについて、 書面をもって表決することができる。

第1項の規定により表決権を行使する理事は、第3 4条第1項の規定の適用については、理事会に出席したも のとみなす。

(議事録)

第36条 理事会の議事については、次の各号に掲げる事項 を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時および場所
- (2) 理事の総数
- (3) 出席した理事の氏名(前条第1の規定により表 決権を行使した理事がいる場合にあっては、その旨および その氏名を付記すること。)
 - (4) 審議事項及び議決事項
 - (5) 議事の経過の概要および表決の結果
 - (6) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長および理事会に出席した理事のうち から理事の互選によって定められた議事録署名人1人以上 が署名しなければならない。

第6章 資産、会計及び事業計画

(資産)

この法人の資産は、次の各号に掲げるものを 第 37 条 もって構成する。

- (1) 財産目録に記載された財産
- (2)会費
- (3) 寄附金品
- (4) 財産から生じる収入
- 事業に伴う収入 (5)

その他の収入

(資産の管理)

第38条 資産は、代表理事が管理し、その方法は、理 事会の議決を経て、代表理事が定める。

(経費の支弁)

この法人の経費は、資産をもって支弁する。 第39条 (事業計画及び予算)

第40条 この会の事業計画およびこれに伴う収支予算に 関する書類は、毎事業年度ごとに代表理事が作成し、総会 の議決を経なければならない。

2 代表理事は、第1項の議決を経た事業計画および収 支予算について、理事会の議決を経て変更することができ る。この場合において、代表理事は、変更した内容につい て、その変更後の最初の総会に報告しなければならない。 (予備費の設定及び使用)

前条に規定する予算には、予算超過又は **第41条** 予算外の支出に充てるため、予備費を設けることができる。 2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければ ならない。

(暫定予算)

第42条 第40条第1項の規定にかかわらず、やむを得な い理由により予算が成立しないときは、代表理事は、理事 会の議決を経て予算成立の日まで前年度の予算に準じ収入 支出することができる。

2 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出と みなす。

(事業報告書及び決算)

この会の事業報告および決算は、代表理事が 事業年度終了後速やかに、事業報告書、財産目録、貸借対 照表および収支計算書として作成し、監事の監査を受け、 理事会に報告したうえで、その事業年度終了後の通常総会 の議決を経なければならない。

(事業年度)

第44条 この法人の事業年度は、毎年1月1日に始ま り、同年12月31日に終わる。

第7章 事務局

(設置)

第45条 この会は、事務を処理するため事務局を置く。

- 2 事務局には、事務局長および事務局員を置く。
- 3 事務局長は、理事会の議決を経て、代表理事が任免す
- 4 事務局員は、事務局長の提案に基づいて、代表理事が 任免する

第8章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第46条 この定款の変更は、総会において出席した社 員総数の過半数による議決を経、かつ、特定非営利活動促 進法第25条第3項に規定する軽微な事項を除いて所轄庁 の認証を経なければならない。

(解散)

第47条 この法人は、次に掲げる事由によって解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不
- (3) 社員の欠亡
- (4) 合併
- (6) 大阪府知事による認証の取消し
- 2 総会の決議により解散する場合は、社員総数の4分の 3以上の議決を経なければならない。

(残余財産の帰属)

第48条 この会が解散したとき(合併または破産による解 散を除く。) に有する残余財産は、社員総会の議決を経て、 次のものに該当する者に帰属する。

特定非営利活動法人

第9章 辨則

(公告)

第49条 この法人の公告は官報により行う。ただし、特

定非営利活動促進法第28条の2第1項に規定する貸借対 照表の公告については、内閣府 NPO 法人ポータルサイト (法人入力情報欄) に掲載して行う。

(委任)

この定款の施行について必要な事項は、 第50条 定款で定めるほか、総会の議決を経て、代表理事が別に定

(1)—船会員

1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。

2 この法人の設立時の会費は、第8条の規定にかかわら

ず、次の各号に掲げるものとする。

年会費 (個人) 3000円 (団体) 5000円

(2)学生会員 年会費 2000円

(3)維持会員 年会費

(個人) 5000円 (団体) 10000円

(4) R O M 会員 年会費

(個人)3000円 (団体)5000円

3 この法人の設立当初の役員は、第12条第3項及び第 4項の規定にかかわらず、次に掲げるとおりとし、その任 期は、第14条第1項の規定にかかわらず、2005年3 月31日までとする。

(1)理 事

(1)代表理事 神田浩史 (2)副代表理事 石中英司 (3)理事 川上農幸 南伊紀子

佐野雅哉 武田かおり

(4)監

氏 名 川村暁雄 中山敦子

4 この法人の設立初年度の事業計画及び予算は、第40 条第1項の規定にかかわらず、設立総会の定めるところに よる。

5 この法人の設立初年度の事業年度は、第44条の規定 にかかわらず、成立の日から 2003 年 12 月 31 日までとす

特定非営利活動法人 A Mネット 設立代表者 神田 浩史 印

制定日 2002年12月19日

改訂日 2004年 2月26日

改訂日 2005年 2月26日

改訂日 2007年 2月24日 改訂日 2012年 3月 4日 改訂日 2018年 3月11日